

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、本業務の実施に当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利及び利益を侵害することのないように個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務の実施に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、本業務の実施に当たって個人情報を収集する場合は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により、収集しなければならない。

2 個人情報を収集する場合は、その目的を明示した上で、本人から直接収集しなければならない。本人以外から収集する場合は、本人の同意を得た上で、収集しなければならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りではない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じ、本業務の実施に当たって知り得た個人情報の漏洩、滅失又は毀損を防止しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務の実施に当たって知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的に利用又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 本業務の実施に当たって甲から提供された個人情報を含む資料等については、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 本業務のうち、個人情報を取り扱う業務については、甲の承諾がある場合を除き、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、本業務の実施に当たって甲から提供された個人情報を含む資料等については、業務完了後、直ちに甲に引き渡す。なお、乙が収集又は作成した資料等についても同様とする。ただし、甲が別に指示した場合は、その指示に従う。

(従事者への周知)

第9 乙は、本業務の従事者に対して在職中及び退職後において本業務の実施に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に漏洩してはならないこと、及び不当な目的に使用してはならないことを周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、個人情報の漏洩等に関する事態が生じた場合又は生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従う。

(調査)

第11 甲は、乙が本業務の実施に当たって取り扱う個人情報の管理状況について随時調査することができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めた場合は、契約の解除及び損害賠償を求めることができる。